

各処理業者 宛

東京都環境局廃棄物対策部産業廃棄物対策課長
(公印省略)

石綿含有産業廃棄物の中間処理施設における取扱いの廃止について

日頃、東京都の廃棄物施策の推進にご協力をいただき、誠にありがとうございます。

平成18年の法改正で石綿含有産業廃棄物の中間処理施設での破碎又は切断が禁止されました。これに先立ち環境省からは平成17年8月に「中間処理業者が、技術指針に従って、破碎等を行う中間処理施設において非飛散性アスベスト廃棄物を他の建設廃棄物とともに受け入れ、当該非飛散性アスベスト廃棄物を他の建設廃棄物と分離・分別し一時的に保管した後、破碎等を行わずに最終処分場に搬出する場合においては、これを中間処理の一環とみなし、当該非飛散性アスベスト廃棄物を中間処理産業廃棄物として取り扱って差し支えないこと。」との内容の通知が出されました。この通知は、平成18年9月に廃止されましたが、東京都では、地域の実情を勘案して処理体制が確保できるまでの措置として中間処理施設で石綿含有産業廃棄物を処理せずに一時保管する「非飛散性アスベスト廃棄物保管届出書」を受け付けてきました。

しかし、通知廃止から5年が経過した現時点において、都内から排出された非飛散性アスベスト廃棄物の受入を行っている埋立処分場が立地するほとんどの自治体では、この方式を認めていない状況です。

このことから、東京都はこれまで受理した「非飛散性アスベスト廃棄物保管届出書」を今年度をもって廃止することとしました。

つきましては、貴社中間処理施設においても処理前選別で破碎不適物として除去されたもの以外の石綿含有産業廃棄物の一時保管は速やかに中止するとともに、廃棄物処理法等に基づく、必要な手続を行っていただきますようお願いいたします。また、契約先の排出事業者等にもその旨周知していただきますようお願いいたします。

なお、域外の産業廃棄物の処分について事前協議制度を設けている近隣の自治体では、排出事業者責任の観点から事前協議の申請者は排出事業者としていますが、やむを得ない場合は、その手続を処理業者に委任することも認めているとのことです。詳細については、各自治体にご確認ください。